

議案第84号

上越市手数料条例の一部改正について

上越市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月5日提出

上越市長 村山秀幸

上越市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 上越市手数料条例（平成12年上越市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第51号中「18万円」を「20万円」に、「第48条第15項ただし書」を「第48条第16項」に、「同項本文の規定が適用されない」を「同条第15項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要しない」に、「9万円」を「10万5,000円、同項の規定による同意の取得を要しない許可に係る申請にあつては14万円」に改め、同条第91号中「場合」の次に「（用途の変更に伴う工事を行う場合を含む。）」を加え、同条中第134号を第136号とし、同条第133号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同号を同条第135号とし、同条第111号から第132号までを2号ずつ繰り下げ、同条第110号ア中「第107号」を「第109号」に、「第109号」を「前号」に改め、同号イ中「第107号ア」を「第109号ア」に改め、同号ウ中「第107号イ」を「第109号イ」に改め、同号エ中「第107号ウ」を「第109号ウ」に改め、同号を同条第112号とし、同条中第109号を第111号とし、第108号を第110号とし、同条第107号中「第109号」を「第111号」に改め、同号を同条第109号とし、同条第103号から第106号までを2号ずつ繰り下げ、同条第102号ア中「第100号ア」を「第102号ア」に改め、同号イ中「第100号イ」を「第102号イ」に改め、同号を同条第104号とし、同条第97号から第101号までを2号ずつ繰り下げ、同条第96号中「第98号」を「第100号」に、「第94号」を「第96号」に改め、同号を同条第98号とし、同条中第92号から第95号までを2号ずつ繰り下げ、第91号の次に次の2号を加える。

(92) 建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可申請手数料 1件につき12万円（季節的に設ける興行場等として使用することの許可に係る申請にあつては、2万円）

(93) 建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可申請手数料 1件につき16万円

第5条第1項第2号ア中「第2条第104号」を「第2条第106号」に改め、同号イ

中「第2条第105号」を「第2条第107号」に改め、同号ウ中「第2条第106号」を「第2条第108号」に改め、同号エ中「第2条第128号」を「第2条第130号」に改め、同号オ中「第2条第129号」を「第2条第131号」に改める。

第2条 上越市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条中第136号を第137号とし、第114号から第135号までを1号ずつ繰り下げ、同条第113号ア中「第35号」を「第36号」に改め、同号イ中「第36号」を「第37号」に改め、同号を同条第114号とし、同条第112号ア中「第109号」を「第110号」に改め、同号イ中「第109号ア」を「第110号ア」に改め、同号ウ中「第109号イ」を「第110号イ」に改め、同号エ中「第109号ウ」を「第110号ウ」に改め、同号を同条第113号とし、同条第111号ア中「第35号」を「第36号」に改め、同号イ中「第36号」を「第37号」に改め、同号を同条第112号とし、同条第110号を同条第111号とし、同条第109号中「第111号」を「第112号」に改め、同号を同条第110号とし、同条第106号から第108号までを1号ずつ繰り下げ、同条第105号ア中「第35号」を「第36号」に改め、同号イ中「第36号」を「第37号」に改め、同号を同条第106号とし、同条第104号ア中「第102号ア」を「第103号ア」に改め、同号イ中「第102号イ」を「第103号イ」に改め、同号を同条第105号とし、同条第103号ア中「第35号」を「第36号」に改め、同号イ中「第36号」を「第37号」に改め、同号を同条第104号とし、同条第100号から第102号までを1号ずつ繰り下げ、同条第99号ア中「第35号」を「第36号」に改め、同号イ中「第36号」を「第37号」に改め、同号を同条第100号とし、同条第98号中「第100号」を「第101号」に、「第96号」を「第97号」に改め、同号を同条第99号とし、同条第97号ア中「第35号」を「第36号」に改め、同号イ中「第36号」を「第37号」に改め、同号を同条第98号とし、同条第44号から第96号までを1号ずつ繰り下げ、同条第43号の表30平方メートル以内のもの項中「9,000円」を「12,000円」に改め、同表30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの項中「11,000円」を「15,000円」に改め、同表100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの項中「15,000円」を「21,000円」に改め、同表200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの項中「20,000円」を「28,000円」に改め、同表500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの項中「33,000円」を「46,000円」に改め、同表1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの項中「45,000円」を「62,000円」に改め、同表2,000平方メートルを超え1

万平方メートル以内のもの項中「100,000円」を「140,000円」に改め、同表1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの項中「160,000円」を「219,000円」に改め、同表5万平方メートルを超えるもの項中「330,000円」を「409,000円」に改め、同号を同条第44号とし、同条第42号中「9,000円」を「1万5,000円」に改め、同号を同条第43号とし、同条第41号中「1万3,000円」を「2万円」に、「8,000円」を「1万3,000円」に改め、同号を同条第42号とし、同条第40号の表昇降機の項中「13,000円」を「20,000円」に改め、同表小荷物専用昇降機の項中「8,000円」を「13,000円」に改め、同号を同条第41号とし、同条第39号アの表30平方メートル以内のもの項中「9,000円」を「13,000円」に改め、同表30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの項中「11,000円」を「16,000円」に改め、同表100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの項中「15,000円」を「21,000円」に改め、同表200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの項中「21,000円」を「30,000円」に改め、同表500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの項中「35,000円」を「50,000円」に改め、同表1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの項中「47,000円」を「67,000円」に改め、同表2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの項中「110,000円」を「150,000円」に改め、同表1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの項中「180,000円」を「239,000円」に改め、同表5万平方メートルを超えるもの項中「370,000円」を「460,000円」に改め、同号イの表30平方メートル以内のもの項中「10,000円」を「14,000円」に改め、同表30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの項中「12,000円」を「17,000円」に改め、同表100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの項中「16,000円」を「23,000円」に改め、同表200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの項中「22,000円」を「32,000円」に改め、同表500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの項中「36,000円」を「52,000円」に改め、同表1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの項中「50,000円」を「71,000円」に改め、同表2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの項中「120,000円」を「160,000円」に改め、同表1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの項中「190,000円」を「249,000円」に改め、同表5万平方メートルを

超えるものの項中「380,000円」を「469,000円」に改め、同号を同条第40号とし、同条第38号ア中「8,000円」を「1万3,000円」に改め、同号イ中「4,000円」を「7,000円」に改め、同号を同条第39号とし、同条第37号ア中「9,000円」を「1万4,000円」に、「4,000円」を「8,000円」に改め、同号イ中「5,000円」を「8,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同号を同条第38号とし、同条第36号の表昇降機を設置する場合の部昇降機の項中「9,000円」を「14,000円」に改め、同部小荷物専用昇降機の項中「4,000円」を「8,000円」に改め、同表確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合の部昇降機の項中「5,000円」を「8,000円」に改め、同部小荷物専用昇降機の項中「3,000円」を「5,000円」に改め、同号を同条第37号とし、同条第35号の表30平方メートル以内のもの項中「5,000円」を「8,000円」に改め、同表30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの項中「9,000円」を「15,000円」に改め、同表100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの項中「14,000円」を「21,000円」に改め、同表200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの項中「19,000円」を「32,000円」に改め、同表500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの項中「34,000円」を「58,000円」に改め、同表1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの項中「48,000円」を「83,000円」に改め、同表2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの項中「140,000円」を「207,000円」に改め、同表1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの項中「240,000円」を「326,000円」に改め、同表5万平方メートルを超えるもの項中「460,000円」を「583,000円」に改め、同号を同条第36号とし、同条第34号の次に次の1号を加える。

(35) 建築物に関する確認申請等の証明手数料 1件につき500円

第5条第1項第2号ア中「第2条第106号」を「第2条第107号」に改め、同号イ中「第2条第107号」を「第2条第108号」に改め、同号ウ中「第2条第108号」を「第2条第109号」に改め、同号エ中「第2条第130号」を「第2条第131号」に改め、同号オ中「第2条第131号」を「第2条第132号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び次項の規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
  - (2) 第1条中上越市手数料条例第2条第133号の改正規定（同号を同条第135号とする部分を除く。） 令和元年7月1日
  - (3) 第2条及び附則第3項の規定 令和元年10月1日  
（適用区分）
- 2 第1条の規定による改正後の上越市手数料条例第2条第51号及び第91号から第93号までの規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に申請のある建築等の許可、全体計画に係る認定若しくは変更認定又は建築物の用途を変更して使用することの許可について適用し、同日前に申請のあった建築等の許可、全体計画に係る認定若しくは変更認定又は建築物の用途を変更して使用することの許可については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の上越市手数料条例第2条第35号から第44号までの規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に申請のある建築物に関する確認申請等の証明、建築物に関する確認、昇降機に係る部分が含まれる建築物に関する確認、建築設備に関する確認、工作物に関する確認、建築物に関する完了検査、昇降機に係る部分が含まれる建築物に関する完了検査、建築設備に関する完了検査、工作物に関する完了検査又は建築物に関する中間検査について適用し、同日前に申請のあった建築物に関する確認申請等の証明、建築物に関する確認、昇降機に係る部分が含まれる建築物に関する確認、建築設備に関する確認、工作物に関する確認、建築物に関する完了検査、昇降機に係る部分が含まれる建築物に関する完了検査、建築設備に関する完了検査、工作物に関する完了検査又は建築物に関する中間検査については、なお従前の例による。